（耐食及び防錆）

第六条　エアゾール式簡易消火具は、その各部分を良質の材料で造るとともに、充塡ガス及び消火剤に接触する部分をその充塡ガス及び消火剤に侵されない材料で造り、又は当該部分に耐食加工を施し、かつ、外気に接触する部分を容易にさびない材料で造り、又は当該部分に防錆加工を施さなければならない。

2　エアゾール式簡易消火具（液化二酸化炭素用容器を用いるものを除く。）は、次の表の上欄に掲げるいずれかの温度（四十度を超える温度に放置した場合において容器の変形又は破損を生じるものにあっては、四十度）の空気中に、同表の下欄に掲げる標準使用期間に対応した期間放置した場合において、内面に腐食、変質その他の劣化（変色及び退色を除く。）を生じないものでなければならない。

温度	標準使用期間			
	二年以下のもの	二年を超え三年以下のもの	三年を超え四年以下のもの	四年を超え五年以下のもの
四十度	二十六週	三十九週	五十二週	六十五週
四十五度	十八週	二十八週	三十七週	四十六週
五十度	十三週	二十週	二十六週	三十三週

（充塡ガス及び消火剤）

第七条　充塡ガスは次の各号に適合するものでなければならない。

一　圧縮された空気、窒素、ヘリウム又は液化二酸化炭素であること。

二　不燃性で、かつ、消火剤の性状又は性能に悪影響を与えないものであること。

三　腐食性又は毒性を有せず、かつ、腐食性又は毒性のあるガスを発生しないものであること。

2　消火剤は、次の各号のいずれかに適合するものでなければならない。

一　消火剤（次号又は第三号に適合するものを除く。）は、消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和三十九年自治省令第二十八号）第一条の二から第四条まで、第七条及び第八条の規定に適合するものであること。

二　水を消火剤とする場合には、腐食性又は毒性を有せず、かつ、腐食性又は毒性のあるガスを発生しない純良なものであること。

三　液化二酸化炭素を消火剤とする場合には、ＪＩＳ　Ｋ　一一〇六の二種又は三種に適合するものであること。

（放射性能）

第八条　エアゾール式簡易消火具は、使用温度範囲の上限温度、下限温度及び二十度の温度にそれぞれ十二時間以上放置した後、いずれも三十秒以内に放射した場合において、次の各号に適合するものでなければならない。

一　放射の操作が完了した後、二秒以内に消火剤を有効に放射するものであること。

二　放射を開始してから主に放射されるものが充塡ガスとなる状態（消火剤のみが放射されるものにあっては、消火剤の放射が終わる状態）までの時間（以下「放射時間」という。）が五秒以上であること。

三　消火剤の容量又は質量の八十五パーセント以上の量を放射時間内に放射できるものであること。

（容器の耐圧）

第九条　エアゾール式簡易消火具の容器（液化二酸化炭素用容器を除く。）は、次の各号のいずれかに適合するものでなければならない。

一　温度五十度における容器内の圧力の一・五倍の圧力を水圧力で五分間加える試験を行った場合において、変形せず、かつ、温度五十度における容器内の圧力の一・八倍の圧力を水圧力で五分間加える試験を行った場合において、破裂しないこと。

二　一・三メガパスカルの圧力を水圧力で五分間加える試験を行った場合において、変形せず、かつ、一・五メガパスカルの圧力を水圧力で五分間加える試験を行った場合において、破裂しないこと。

（気密性）

第十条　エアゾール式簡易消火具は、使用温度範囲の上限温度に二十四時間放置してから使用温度範囲の下限温度に二十四時間放置することを三回繰り返した後、次の各号に適合するものでなければならない。

一　三十秒以内に放射した場合において、第八条各号の規定に適合すること。

二　四十六度以上五十度以下の温水中に一時間浸す試験を行った場合において、漏れを生じないこと。

（耐衝撃性）

第十一条　エアゾール式簡易消火具は、使用温度範囲の上限温度及び下限温度にそれぞれ十二時間以上放置した後、いずれも三十秒以内にエアゾール式簡易消火具の長軸方向を床面に対して水平（鉛直方向にレバーを握る操作により放射を開始するエアゾール式簡易消火具にあっては、六十度の角度）とした状態及び垂直とした状態でそれぞれ一・五メートルの高さからコンクリートの床面上に自然落下させた場合において、漏れ、亀裂、破断又は著しい変形を生じないものでなければならない。

（ノズル）

第十二条　エアゾール式簡易消火具のノズルは、次の各号に適合するものでなければならない。

一　内面は、平滑に仕上げられたものであること。

二　開閉式のノズルにあっては、開閉の操作が円滑に行われ、かつ、放射の際消火剤の漏れその他の障害を生じないこと。

（ホース）

第十三条　エアゾール式簡易消火具にホースを設ける場合には、当該ホースは、次の各号に適合するものでなければならない。

一　第九条第一号又は第二号に規定する試験を行った場合において、漏れを生ぜず、かつ、著しい変形を生じないこと。

二　長さは、消火剤を有効に放射するに足るものであること。

三　使用温度範囲で耐久性を有するものであって、かつ、円滑に操作できるものであること。